平成２２年（フ）第３７０６号
東京都板橋区相生町１―10―Ａ601
債務者　三ツ井利江
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７０８号
神奈川県南足柄市塚原829―５
債務者　丸子　英人
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７０９号
東京都大島町差木地１
債務者　藤田　勇希
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７１０号
神奈川県横浜市戸塚区深谷町25―11―1112
債務者　佐藤　　愛
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７１１号
神奈川県横浜市南区八幡町37
債務者　鈴木　栄治
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７４４号
東京都世田谷区祖師谷５丁目22―24
債務者　柳川　英子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７４７号
東京都江東区大島８丁目１－２―202
債務者　金子美代子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７４８号
東京都大田区大森東２－１―24―1001、住民票上の住所神奈川県横浜市南区堀ノ内町１丁目11―11
債務者　野島　一昭
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７４９号
神奈川県横浜市南区井土ケ谷下町215―１―２―1318
債務者　半沢まゆ子（旧姓野島）
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７６７号
東京都練馬区高野台１丁目９―10―206
債務者　中村　波美
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７６８号
東京都葛飾区柴又３丁目22―５―201
債務者　池田　辰文
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７７５号
東京都足立区柳原１丁目15―３　小池方
債務者　佐藤　健二
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７７６号
東京都足立区綾瀬４丁目21―８
債務者　長島　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７８２号
東京都品川区東五反田２丁目９－１―208
債務者　市来久美子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７８３号
千葉県千葉市緑区誉田町２丁目20―69　第一コーポＣ―102
債務者　渡邊千恵子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十五種郵便物認可